**公有地の拡大の推進に関する法律第４条（届出）・第５条（申出）フロー図**

　　　　事務の流れ

　　　　通知の流れ

土地所有者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【届出・申出】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【受理】

他部局等との調整

市　　長

【照会・調整】

※【照会・調整】は、受理日

から概ね７日以内とする。

　・市の各課等

受理日から３週間以内の処理

　・山武土木事務所

　・関係地方公共団体等

協議不成立

土地所有者

協　　議

土地所有者

土地所有者

協議主体の地方公共団等

第三者への譲渡可能

土地買取り希望団体不存在通知書

土地買取り協議決定通知書

買取りを希望する地方公共団体等がないとき

買取りを希望する地方公共団体等があるとき

協議主体の地方公共団等と  
土地所有者の売買契約成立

協議成立

市　　長

土地買取り協議結果の報告

協議主体の地方公共団等